

(平成24年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 1 号

国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年6月29日

習志野市議会議長

関 桂 次 様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 真 船 和 子

## 国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は、いじめ・不登校を初め、学級崩壊、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、経済格差から生じる教育格差等、深刻な問題を抱えている。また、未曾有の大地震・津波による災害、さらに、原子力発電所の事故により、甚大な被害、損害が生じている。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、新学習指導要領への移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

よって、本市議会は政府に対し、国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、平成25年度に向けて、下記の項目を中心に、必要な教育予算を確保することを強く要望するものである。

### 記

- 1 教育に関する震災支援策を十分に図ること。
- 2 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4 現在の経済状況をかんがみ、就学援助にかかわる予算を拡充すること。
- 5 子どもたちが地域で活動できる総合型地域スポーツクラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- 6 危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 7 子どもたちの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

関 桂 次

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成24年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 2 号

復興交付金に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年6月29日

習志野市議会議長

関 桂 次 様

提出者 習志野市議会議員 谷 岡 隆

賛成者 習志野市議会議員 中 山 恭 順

〃 〃 高 橋 剛 弘

〃 〃 立 崎 誠 一

## 復興交付金に関する決議

平成24年5月25日、復興庁より東日本大震災に係る第2回復興交付金の配分が発表され、翌日の新聞各紙に掲載された。千葉県内では、本市を含め6市が復興交付金を申請したのに対し、5市が満額回答、本市のみがゼロ回答との報道である。この報道に接した市民の間では、困惑が広がっている。

本市は、大きな液状化被害を受けており、当然にも認められるべき復興交付金が認められないとすれば、習志野市民にとって、大きな損失となる。

よって、本市議会は、今後の復興交付金の申請に向けた早急な事業の精査と準備を求めるものである。あわせて市民の安心を得るために、公共施設の現状を含む積極的な行政情報の開示に努め、より広く、市民にわかりやすい広報活動を求めるものである。

以上、決議する。

平成 年 月 日

習 志 野 市 議 会

## 提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、今後の復興交付金の申請に向けた早急な事業の精査と準備を求めるものである。あわせて市民の安心を得るために、公共施設の現状を含む積極的な行政情報の開示に努め、より広く、市民にわかりやすい広報活動を求めるものである。

(平成24年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 3 号

「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見  
書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出し  
ます。

平成24年6月29日

習志野市議会議長

関 桂 次 様

提出者	習志野市議会議員	布施孝一
賛成者	習志野市議会議員	小川利枝子
〃	〃	宮本博之
〃	〃	帯包文雄
〃	〃	木村孝

## 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書

1960年代の高度経済成長期から道路や橋梁、上下水道など社会資本の整備が急速に進んだ。高度経済成長期に建築されたものは現在、建築後50年を迎え、老朽化が進んでいる。国土交通省の「道路橋の予防保全に向けた有識者会議」は提言（平成20年5月）の中で、「平成27年には6万橋が橋齢40年超」となり、建築後50年以上の橋梁が平成28年には全体の20%、平成38年には同47%と約半数にも上る現状を提示。経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘している。今後、首都直下型地震や三連動（東海・東南海・南海）地震の発生が懸念される中で、防災性の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課題といえる。

災害が起きる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができると同時に、社会全体に需要を生み出すこともでき、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能となる。

一方、景気・雇用は長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出であり、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考えられる。

よって、本市議会は政府に対し、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、下記事項のとおり、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策の実施を強く求めるものである。

### 記

- 1 道路や橋梁、上下水道、河川道、港湾など、老朽化が進み更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと。
- 2 電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること。
- 3 地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院・介護等の社会福祉施設など地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

関 桂 次

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成24年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 4 号

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書に  
ついて

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出し  
ます。

平成24年6月29日

習志野市議会議長

関 桂 次 様

提出者	習志野市議会議員	清 水 晴 一
賛成者	習志野市議会議員	小 川 利 枝 子
〃	〃	宮 本 博 之
〃	〃	帯 包 文 雄
〃	〃	市 瀬 健 治
〃	〃	木 村 孝



## 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書

平成23年8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が、本年7月1日に施行される。これにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートする。政府はこの3年間で集中的に利用拡大を図るとしているが、導入促進に向けての環境整備は不十分である。

導入に当たっての課題として、風力発電では送電網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラー設備の円滑な設置を可能とするための農地法などの環境整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられる。また、小水力発電導入時の手続の簡素化・迅速化なども求められている。

日本の再生可能エネルギー利用は、水力発電を除いた実績（平成17年環境省）では、電力消費全体に対する使用割合が0.9%と他国と比べておくれており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっている。

よって、本市議会は政府に対し、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買取制度に向け、下記のとおり、十分な環境整備を図るよう強く求めるものである。

### 記

- 1 投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。
- 2 買取価格・期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示し、制度の予見可能性を高めること。
- 3 再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに進捗状況の管理のための独立機関等を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

関 桂 次

### 提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成24年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 5 号

消費税増税によらない社会保障財源の確保と財政再建を求める意見  
書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出し  
ます。

平成24年6月29日

習志野市議会議長

関 桂 次 様

提出者 習志野市議会議員 市川 寿子

賛成者 習志野市議会議員 谷岡 隆

〃 〃 宮内 一夫

## 消費税増税によらない社会保障財源の確保と財政再建を求める意見書

野田内閣と、民主・自民・公明3党は密室談合で、消費税大増税と社会保障大改悪の法案を26日に衆議院で強行採決した。しかしその中身もやり方も重大問題を抱えている。

消費税が導入されて以来今日まで、国民が負担したその総額は238兆円に達するが、その間、社会保障は改悪の一途をたどってきた。その一方で、同じ期間に大企業に対して行われた至れり尽くせりの減税措置によって、法人税収は232兆円も減少している。これは消費税収がそっくり法人税減収の穴埋めに消えたことにほかならない。

こうした優遇政策の結果、資本金10億円超の大企業の内部留保は、今日、266兆円という史上空前の規模にふくれ上がり、所得の減少にあえぐ国民生活の現状とは、際立った対照をなしている。にもかかわらず政府は、法人実効税率をさらに5%も引き下げ、この上なお1.4兆円も軽減しようとしている。

大企業の目先の利益のみを優先するこうした政策を続けたなら、GDPの6割を占める個人消費は、さらに冷え込んで内需を縮小させ、景気低迷の長期化による一層の税収減が、社会保障の拡充にとっても、国の財政再建にとっても、一層の困難をもたらすことは必至である。日本経済の再生はますます遠のいて、長期的に見れば大企業自身にとってもマイナスになることは明らかである。

社会保障財源の確保は、こうした現行税制のゆがみを正すことを基本にして行うべきであり、適切な見直しを実施されるなら、暮らしにあえぐ庶民に追い打ちをかける消費税増税を行うことなしに、社会保障の再生・拡充も、財政再建も十分に可能である。

第1に、大企業に対するこれ以上の減税は中止するとともに、これまで実施されてきたさまざまな優遇措置を見直し、さらに公平公正な「ルールある経済社会」を確立すること等を通じて、その巨額な内部留保を国民生活の向上のために社会へ還流させるべきである。同時に大資産家や高額所得者のみを利する証券優遇税制などの優遇措置を中止するとともに、所得税・住民税の累進性の強化、富裕税の創設等、経済力に見合った税負担を求める仕組みを構築するべきである。

第2に、八ッ場ダムを初めとする不要な大型公共事業や、原発推進関連予算、5兆円に上る軍事費の浪費、憲法違反の政党助成金などの無駄遣いに、徹底したメスを入れるべきである。

第3に、こうして歳入・歳出の全般にわたるゆがみを正して財源確保を図った上で、なお、将来に向けた社会保障のさらなる拡充のための財源を国民全体で分かち合うことが必要となった場合にも、それぞれの担税能力に応じて負担する応能負担の大原則を貫くべきである。

よって、本市議会は政府に対し、消費税増税によらない社会保障財源の確保と財政再建に取り組むよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

関 桂 次

#### 提案理由

本案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成24年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 6 号

政党交付金の廃止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年6月29日

習志野市議会議長

関 桂 次 様

提出者 習志野市議会議員 谷 岡 隆

賛成者 習志野市議会議員 市 川 寿 子

〃 〃 宮 内 一 夫

## 政党交付金の廃止を求める意見書

東日本大震災・原発災害からの復旧・復興が優先課題だった昨年、総額 319 億 4,200 万円の政党交付金が予定どおり交付された。

政府は、大企業減税の財源づくりを覆い隠し、「復興財源を国民がひとしく負担しよう」などと偽り、国民に 25 年間の所得税増税を押しつけながら、政党交付金は「聖域」のままである。今度は、消費税増税のために「政治も身を削る」などと、政府・民主党は衆院比例定数を中心に 80 議席を 2 段階で削減する法案を提出した。しかし、これほど国民を愚弄する話はない。

衆院比例定数の削減で削り取られるのは多様な民意であり、国民の声なのである。しかも議員定数削減で節約できる金額は 56 億円程度であるのに対し、政党交付金を廃止すれば約 320 億円も節約できるにもかかわらず、手をつけようとしないのでは、とても国民の理解を得られるものではない。

低所得層に重く「逆進性」の強い消費税増税のために、国民の声がますます届かなくなる衆院比例定数を削減するなど、言語道断である。

そもそも、政党交付金は政党支持にかかわらず、国民 1 人当たり 250 円の税金を各政党に配分するものであり、思想及び良心の自由を保障した憲法に反する制度である。

「政党交付金を復興に回せ」、「政党は返上すべきだ」など、政党交付金に対する国民の批判は強まっている。

よって、本市議会は政府に対し、政党交付金を廃止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

関 桂 次

### 提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。